資料１

羽 曳 野 市 総 合 教 育 会 議

概　　要

１　総合教育会議の設置

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、教育に関する予算編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している首長と教育委員会が協議・調整を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けることとされた。

２　総合教育会議の概要

▽首長が、総合教育会議を設ける。

▽会議の構成員は、首長及び教育委員会とする。

▽会議は、首長が招集する。

▽会議は、審議会や決定機関ではなく、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。

▽会議で調整された結果は、双方が尊重しなければならない。

※調整がついていない事項は、法に定められた執行権限に基づき、それぞれが判断し執行。

▽会議は、原則として公開。ただし、個人情報等の保護や公正・公益が害される場合は、非公開とする。

▽首長は、議事録を作成し、公表することに努める。

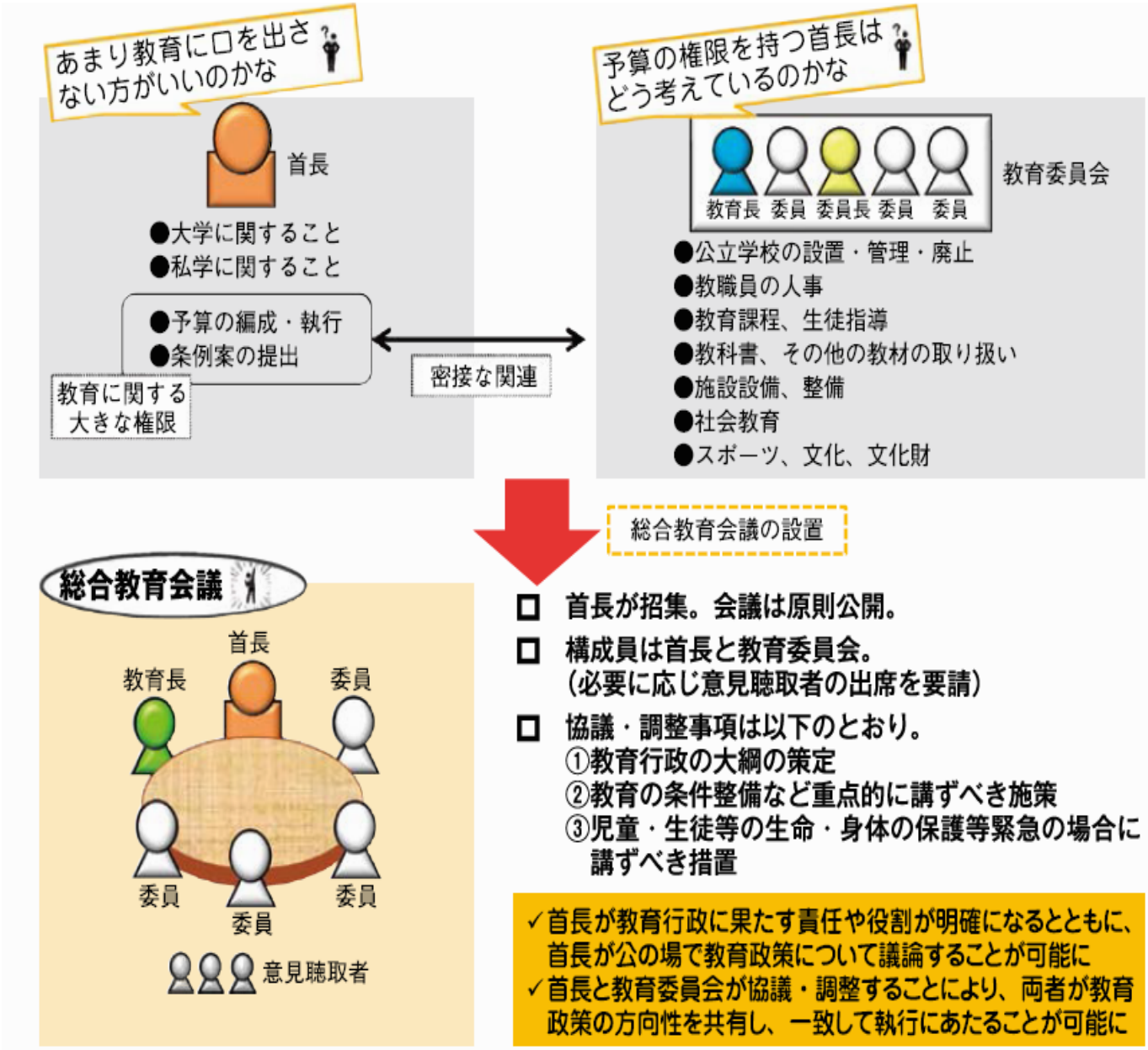

※文部科学省作成パンフレット（抜粋）

＜調　整＞

⇒教育委員会の権限に属する事務について、予算編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの首長の権限に属する事務との調和を図るもの。

＜協　議＞

⇒調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行うもの。

３　総合教育会議における協議・調整事項

【協議すべき事項】

▽教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更

▽教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項

（法第１条の４第１項第１号）

▽児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項

（法第１条の４第１項第２号）

【協議すべきでないとされる事項】

▽教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性の要請が高い事項

▽日常の学校運営に関する些細な事項

＜法第１条の４第１項第１号に該当すると想定される事項＞

●学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項

●幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項

＜法第１条の４第１項第２号に該当すると想定される事項＞

●児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項

①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合

②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

●児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態

①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており防災担当部局と連携する場合

②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉部局と連携する場合

③犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合

④いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

（大綱の策定等）

第１条の３　地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

２　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第１項の総合教育会議において協議するものとする。

３　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　第１項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第１条の４　地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1)　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2)　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

２　総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1)　地方公共団体の長

(2)　教育委員会

３　総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

４　教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

５　総合教育会議は、第１項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

６　総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

７　地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

８　総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

９　前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。